千葉市インターンシップ・キャリア実習事業実施要綱

（要綱の目的）

第１条　この要綱は、千葉市（以下「市」という。）が実施する千葉市インターンシップ・キャリア実習事業（以下「インターンシップ等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（インターンシップ等の目的）

第２条　インターンシップ等は、次条に定める学生等に対し、市における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

（インターンシップ等の対象者）

第３条　インターンシップ等の対象者は、次の各号に掲げる教育機関（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び高等学校

(2) 前号に掲げる教育機関に準じるものとして市長が認めるもの

（実習生の受入手続き等）

第４条　市は、インターンシップ等として学生等を受け入れることができる所属に関する情報を、市ホームページによりあらかじめ提示するものとする。

２　学生等は、実習を希望するときは、市長に対して、電子申請により実習の申込みを行うものとする。ただし、高等学校（高等学校に準ずる教育機関を含む。以下同じ。）の生徒が実習を希望する場合は、高等学校の代表者は、市長に対し、千葉市インターンシップ・キャリア実習受入申請書（様式第１号）を提出するものとする。

３　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号に掲げる事項に留意して受入れの可否を決定し、学生等又は高等学校の代表者に通知するものとし、高等学校の代表者に通知する場合は、千葉市インターンシップ・キャリア実習受入決定通知書（様式第２号）によるものとする。

(1) 希望する実習の内容が市で予定している実習テーマと合致していること。

(2) 市が行う業務に支障がないこと。

４　前項の規定に基づく決定にあたり必要がある場合は、市長は、実習の受入先となる所属の意見を聞くものとする。

（実習期間）

第５条　実習期間は、原則として２週間以内とする。

（実習時間）

第６条　実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前９時から午後４時３０分までとする。ただし、当該実習の必要性等により、市長は、別の時間帯に実習時間の変更を行うことができる。

（実習内容）
第７条　実習内容は、市が作成したカリキュラムとする。
２　市は、必要があると認めるときは、市の外郭団体等の承認を得て、受入先の一部を同一条件のもとに当該団体等とすることができる。

（報酬等）
第８条　市は、実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（身分・服務）
第９条　市は、実習生に対し、千葉市職員（以下「市職員」という。）としての身分を付与しないものとする。
２　実習生は、市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
３　実習生は、実習期間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
４　実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
５　実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
６　実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
７　実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。
８　実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ受入先の所属長にその旨連絡しなければならない。

（実習中における事故の責任等）
第１０条　実習生は、実習中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
２　市は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中及び自宅等と実習先との往復途上における事故に関しては、実習生が、自らの責任において対応しなければならない。
３　実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
４　実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。
５　実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（誓約）
第１１条　実習生は、誓約書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。また、高等学校の代表者は、この誓約の遵守について実習生に対し指導徹底するものとする。

（実習の中止）
第１２条　市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。
⑴　実習生が、第９条に定める服務義務に反する行為を行ったとき。
⑵　実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

２　市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を実習生及び高等学校の代表者に通知するものとする。

（実習の証明）

第１３条　市は、大学等が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

（実習生に係る個人情報保護）

第１４条　市は、実習に際して知りえた実習生の個人情報を、本人の同意なく、第三者に開示し、提供し、又は漏洩してはならない。また、実習生の個人情報を本人の同意なく、インターンシップ等以外の目的には使用してはならない。

（その他別に定める事項）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップ等に関して必要な事項は、別途定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。